

「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」報告書の概要について

防災課・防災情報室

1 はじめに

昨今、わが国では突発的局地的豪雨に伴う土砂災害が頻発し、多数の被害者が発生しています。このような場合における防災気象情報や避難勧告等の防災情報について、どういった情報をどのような範囲でどう伝達すべきかについて検討を行うため、消防庁において「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」を開催し、今般、その検討結果を報告書として取りまとめました。

ここでは、平成27年4月10日に公表した報告書の概要を紹介します。なお、報告書の全文については、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/saigai_dentatsu/index.html) を参照してください。

2 報告書の概要について

I エリアを限定した防災情報伝達の必要性について

○エリアを限定したPUSH型情報伝達の必要性

防災情報は、広く確実に伝達することが基本ですが、PUSH型の伝達方法については、市町村全域へ情報伝達することは、局地的な災害には適さない場合があります。特に、突発的局地的豪雨の発生が夜間や早朝である場合、市町村全域へ情報伝達を行うと、①対象地域以外の住民に混乱、②住民からの問合せ対応により、職員の負担が増大、③頻繁に情報を受けることによる住民の当事者意識の希薄化などが生じるおそれがあります。

一方で、情報伝達するエリアを細分化するほど、オペレーションの難易度が上がり、誤操作や伝達の遅れ等を引き起こすおそれがあるという運用上の課題もあります。こうしたことを踏まえて、エリアを限定したPUSH型手段による防災情報伝達について、地域の実情に応じて、防災情報の発表単位、エリア限定の有効性や課題を考慮した上で、検討する必要があります。

○対象情報

土砂災害に関連して市町村から住民等へ伝達する防災情報には、①防災気象情報、②避難勧告等などがあります。このうち、防災気象情報は、情報の種類毎の

発表単位は表1のとおりとなっており、例えば土砂災害警戒情報は、基本的には市町村単位で発表され、発表地域の全域に警戒を呼びかけるものですが、市町村よりも細かな単位で発表されている場合には、誤操作や情報伝達の遅れを引き起こさない範囲内で、当該発表情報の単位に即してエリアを限定して伝達することについて、各市町村において検討することが適当です。

一方、土砂災害についての避難勧告等は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発表単位としてあらかじめ決めておき、メッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域に範囲を絞り込んで発令することが基本であることから、防災情報のうち、避難勧告等について検討することとしました。

表1 防災情報の発表単位とエリア限定

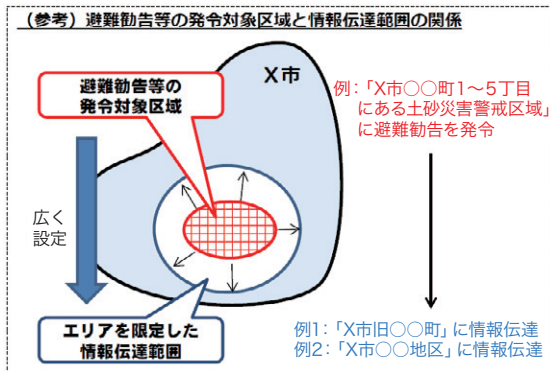
| 区分 | 情報の種類 | 発表単位 | エリア限定伝達 |
|--------|--------------------------|---------------|---------|
| 防災気象情報 | 大雨注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報 | 基本的には市町村 | △ |
| | 記録的短時間大雨情報 | 概ね府県予報区 | △ |
| | 土砂災害警戒判定メッシュ情報、降水ナウキャスト等 | 各情報のメッシュ単位 | △ |
| 避難勧告等 | 避難準備情報、避難勧告、避難指示 | 市町村長が必要と認める地域 | ○ |

II PUSH型情報伝達手段によるエリアを限定した避難勧告等の伝達について

○情報伝達範囲

情報伝達範囲については、①地形や気象、②情報伝達をはじめとした防災体制、③情報伝達手段の整備状況や運用実態を踏まえ、避難勧告等の発令対象区域よりも広い範囲とした上で、政令市の区単位、合併前の旧市町村単位、支所の単位、地区単位、中学校区単位など、一定程度のまとまりも持ち、住民にとっても分かりやすい単位とすることが望ましく、各市町村の個別具体的事情に応じて設定するものとします（図参照）。

図 避難勧告等の発令対象区域と情報伝達範囲の関係



○情報伝達内容

情報伝達内容の設定にあたっては、①情報伝達手段ごとの情報量の制限（音声放送の制限時間、文字数の上限）、②市町村職員の配信準備に係る事務負担、③PUSH型手段を組み合わせる活用したPULL型手段への誘導について考慮する必要があります。

その上で、伝達を行う具体的な内容としては、以下のものが考えられます。

表2 具体的な情報伝達内容

| |
|--|
| <p><具体的な伝達内容></p> <p>【必須事項】 対象エリア、予め定められた避難行動をとること 等</p> <p>【任意事項】 避難場所（開設状況を含む）、対象世帯数・人数、降雨量、危険度の情報 等</p> |
|--|

○情報伝達手段のあり方

(1) エリアを限定する場合のPUSH型手段のあり方

大雨の際に避難勧告等を住民へ伝達するには、屋外スピーカーからの音声が伝わりにくいこともあることから、屋内に伝達可能な手段が必要です。さらに、エリアを限定し伝達する場合には、PUSH型の手段を使用する必要があるため、市町村防災行政無線（同報系）戸別受信機と緊急速報メールを中心に活用します。

①市町村防災行政無線（同報系）戸別受信機

各世帯の屋内で災害情報を受信する最も確実な手段の一つであり、全国的に広く普及し、大半の市町村においては既存のエリア分けの機能を活用した運用変更のみで対応できることから優先的に活用することとし配備を推進します。なお、戸別受信機は高価であるという課題があることから、平成27年度より戸別受信機のみを追加配備する場合に特別交付税措置を講じるとともに、メーカーによる価格の低廉化やメーカーの新規参入・競争を促す環境を整備します。

②緊急速報メール

市町村域内の携帯電話・スマートフォンに即時優先的に配信することが可能で、大半の市町村において導入されており、財政的負担なく利用できること

から整備を促進します。

ただし、東京23区及び政令市のみ区単位で送信可能となっていることから、今後、広域な合併市町村において旧市町村単位などに細分化して送信できるよう、国において携帯各社と協議します。

③補完的に活用する手段

さらに、地域によっては、登録制メール、コミュニティFM、IP告知システム、Lアラート（公共情報コモンズ）情報に対応したアプリケーションといったPUSH型伝達手段について、市町村防災行政無線（同報系）の補完的な手段として組み合わせる活用します。

(2) PUSH型手段を補完するPULL型手段の活用

防災情報の伝達をエリア限定で行う場合には、PUSH型手段により伝達を行うことが基本ですが、PUSH型手段は、伝達可能な音声や文字数など情報量に限界があります。このため、サイレン等による注意喚起や、限られた情報を伝達するPUSH型手段を補完するものとして、より詳細な防災情報が提供可能なPULL型の手段を活用します。PULL型手段としては、Lアラート情報を用いたテレビ・ラジオやホームページのほか、CATV、コミュニティFM（一般のラジオ端末を使用する場合）、市町村ホームページ、SNS等できるだけ多くの伝達手段を用いることが望ましいとしています。なお、PUSH型手段からPULL型手段に誘導する場合、特定の手段へのアクセス増により支障とならないよう伝達に当たって工夫することに留意が必要です。

III 情報伝達の確実性・実効性を高めるための取組について

災害時における情報伝達の確実性・実効性を高めるためには、①市町村の体制整備及び②平時における住民とのリスクコミュニケーションに取り組むことが重要です。

<①市町村の体制整備>

- 避難勧告の発令権限の明確化
- 情報伝達体制の整備
- 災害前兆現象等の情報収集体制の整備

<②平時における住民とのリスクコミュニケーション>

- 【市町村から住民に周知すること】
 - 一般的事項（土砂災害警戒区域、避難経路など）
 - 避難行動
 - 情報伝達・収集など
- 【市町村が住民と協力して行うこと】
 - 居住地の災害リスクの認識
 - 訓練

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 永岡
TEL: 03-5253-7525
消防庁国民保護・防災部防災情報室 塚狭
TEL: 03-5253-7526